

電気需給約款〔低圧〕
(北海道電力ネットワーク管内)

令和 8年 11 月 1 日実施

スマートエコエナジー株式会社
(小売電気事業者登録番号：A0617)

目次

I 総則	4
1. 対象となるお客さま	4
2. 需給約款の変更	4
3. 定義	5
4. 単位および端数処理	6
5. 実施細目	6
II 契約の申込み	7
6. 電気需給契約の申込み	7
7. 電気需給契約の成立および契約期間	7
8. 需給場所	8
9. 電気需給契約の単位	8
10. 供給の開始	8
11. 供給の単位	8
12. 承諾の限界	8
13. 電気需給契約書の作成	8
III 契約種別および料金	9
14. 契約種別	9
15. 定額電灯	9
16. 従量電灯	10
17. 臨時電灯	13
18. 低圧電力	15
19. 臨時電力	17
IV 料金の算定および支払い	19
20. 料金の適用開始の時期	19
21. 検針日	19
22. 料金の算定期間	19
23. 使用電力量の計量	20
24. 料金の算定	20
25. 日割計算	20

26.	料金の支払義務および支払期日	20
27.	料金その他の支払方法	21
28.	延滞利息	22
29.	保証金	22
V 使用および供給		24
30.	適正契約の保持	24
31.	力率の保持	24
32.	需要場所への立入りによる業務の実施	24
33.	施設場所および施設物の無償使用等	24
34.	電気の使用に伴うお客さまの協力	25
35.	供給の停止	26
36.	供給停止の解除	26
37.	供給停止期間中の料金	26
38.	違約金	27
39.	供給の中止または使用の制限もしくは中止	27
40.	損害賠償の免責	27
41.	設備の賠償	27
VI 契約の変更および終了		28
42.	電気需給契約の変更	28
43.	名義の変更	28
44.	お申し出による電気需給契約の終了	28
45.	需給開始後の電気需給契約の終了または変更にとまなう料金および工事費の精算	28
46.	解約等	30
47.	電気需給契約終了後の債権債務関係	30
VII 供給方法および工事		31
48.	供給方法および工事	31
49.	工事費負担金等相当額の申受け等	31
50.	工事費負担金等相当額に関する契約書の作成	31
VIII 保安		32
51.	保安の責任	32
52.	調査および調査に対するお客さまの協力	32

53. 保安に対するお客さまの協力	32
IX その他	33
54. 準拠法	33
55. 管轄裁判所	33
56. 暴力団排除に関する条項	33
附則	34
1. この需給約款の実施期日	34
別表	35
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	35
2. 燃料費等調整	36
3. 離島ユニバーサルサービス調整	39
4. 契約負荷設備の総容量の算定	43
5. 負荷設備の入力換算容量	43
6. 加重平均力率の算定	46
7. 進相用コンデンサ取付容量基準	47
8. 契約容量および契約電力の算定方法	49
9. 日割計算の基本算式	49

I 総則

1. 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款（低圧）（以下「この需給約款」といいます。）は、当社所定の方法による申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給区域内の需要場所に対して当社が電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、以下の地域（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。
北海道

2. 電気需給約款の変更

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃その他当社が必要と認める場合、この需給約款または電気需給契約書を変更することがあります。この場合、変更後のこの需給約款の内容およびその効力発生時期を当社所定のウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法を通じてお客さまにあらかじめ周知いたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合、この需給約款に定める料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) 本契約締結後、消費税法および地方消費税法（以下総称して「消費税法等」といいます。）の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかわる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を支払うものとします。
- (3) この需給約款その他の当社とお客さまとの間の契約における供給条件（以下「この需給約款等」といいます。）を変更しようとする場合（(4)に規定する場合を除きます。）において、電気事業法および同法施行規則（以下「電気事業法令」といいます。）にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。また、同法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付については、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法その他当社が適切と判断した方法にて行うものとし、説明書面の交付については当該変更をしようとする事項のみを記載し、契約変更後の書面交付については、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) (3)にかかわらず、この需給約款等を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わないものを変更する場合に限ります。）において、電気事業法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法令にもとづく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

お客さまと当社との間で 7（電気需給契約の成立および契約期間）(1)にしたがい電気需給契約が成立した場合、この需給約款等電気需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法その他当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

以下の言葉は、この需給約款においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

(11) 燃料費等調整額

燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづいて別表 2 および 3 に記載の方法により算出された値をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、以下のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力、最大需要電力その他の電気の電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、18（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6. 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、以下の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降 1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等への供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまが電気需給契約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

7. 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。なお、申込みを当社が承諾したときとは、13（電気需給契約書の作成）の電気需給契約書に調印を行なったとき、又は当社が承諾の通知をしたときといたします。
- (2) 契約期間は、以下によります。
- イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって電気需給契約の終了または変更がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせするものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ハ 臨時電灯および臨時電力で供給設備を常置しない場合の契約期間は、電気需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
- 二 お客さまの需要場所が、電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8. 需給場所

需要場所は、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定めるところによるものといたします。

9. 電気需給契約の単位

当社は、以下の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、以下の 2 以上の契約種別を契約する場合または以下の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11. 供給の単位

当社は、当該一般送配電事業者等の託送約款等に定めるところにより、1 電気需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

12. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に終了しているものを含む他の電気需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13. 電気需給契約書の作成

電気の需給に関する必要な事項がある場合には、電気需給契約書を作成することがあります。

III 契約種別および料金

14. 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	臨時電灯	A
		B
		C
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	

15. 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情があると当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 需要家料金

電気需給契約書等において別途定める場合を除き、料金表に記載の料金といたします。

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに電気需給契約書または料金表に記載の電灯料金といたします。

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力とい

たします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力としたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力としたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。)に応じ電気需給契約書または料金表に記載の小型機器料金としたします。

(5) その他

当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16. 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値としたします。)が 5 アンペア以下であること。

- (ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数は50 ヘルツとしたします。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、5 アンペアとしたします。

- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき電気需給契約書、または料金表に記載された料金によって算定された金額および別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、別表 2(燃料費等調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800円を下回る場合は、別表 2(燃料費等調整)(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費等調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2(燃料費等調整)(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

電気需給契約書、または料金表に記載の基本料金といたします。ただし、その1月の使用電力量がゼロである場合の基本料金は半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電気需給契約書、または料金表に記載の電力量料金とし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が電気需給契約書、または料金表に記載の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、当該最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に以下の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 8（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (ハ) お客様が実量制により契約容量または契約電力を定めることをご希望される場合には、その 1 月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前 11 月以内で当該一般送配電事業者等との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約容量は、その 1 月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、料金適用開始の日から前月までの間で当該一般送配電事業者等と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

電気需給契約書、または料金表に記載の基本料金といたします。ただし、その 1 月の使用電力量がゼロである場合の基本料金は半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電気需給契約書、または料金表に記載の電力量料金とし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

17. 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 3 キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 料金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって 1 日につき電気需給契約書、または料金表に記載された料金によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ニ その他

- (イ) 原則として当該一般送配電事業者等による供給設備の常置はされません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯A を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

電気需給契約書、または料金表に記載の基本料金といたします。ただし、その 1 月の使用電力量がゼロである場合の基本料金は半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電気需給契約書、または料金表に記載の電力量料金とし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

ニ その他

- (イ) 原則として当該一般送配電事業者等による供給設備の常置はされません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、臨時電灯B を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯B に準ずるものいたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

電気需給契約書、または料金表に記載の基本料金といたします。ただし、その 1 月の使用電力量がゼロである場合の基本料金は半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電気需給契約書、または料金表に記載の電力量料金とし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

ハ その他

(イ) 原則として当該一般送配電事業者等による供給設備の常置はされません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18. 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般電気事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技

術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

- イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ以下の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 8（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 8（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- ハ お客様が実量制により契約電力を定めることをご希望される場合には、その 1 月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前 11 月以内で当該一般送配電事業者等との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約容量は、その 1 月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、料金適用開始の日から前月までの間で当該一般送配電事業者等と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上

回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

電気需給契約書、または料金表に記載の基本料金といたします。また、その 1 月の使用電力量がゼロである場合の基本料金は半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電気需給契約書、または料金表に記載の電力量料金とし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(二) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

19. 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、電気需給契約書、または料金表に記載の内容によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の以下によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)ニによって算定された燃料費等調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものと

します。また、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。いたします。

(イ) 基本料金

電気需給契約書、または料金表に記載の基本料金いたします。ただし、その 1 月の使用電力量がゼロである場合の基本料金は半額いたします。

(ロ) 電力量料金

電気需給契約書、または料金表に記載の電力量料金とし、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(4) その他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となる場合は、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

20. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

21. 検針日

検針日は、託送約款等の定めにしたが、以下により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- イ 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
- ロ お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- ハ 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- ニ 当社は、以下の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。
 - (イ) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - (ロ) その他特別の事情がある場合
- ホ ハの場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- ヘ ニ(イ)の場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- ト ニ(ロ)の場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

22. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
 - (2) 前項にかかわらず、当社があらかじめお客さまに計量日（電力量または最大需要電力が当該一般送配電事業者等が設置した記録型計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といい、検針期間と併せて「計量期間等」といいます。）といたします。
 - (3) 定額制供給の場合または従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等
23. 使用電力量の計量(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、
- (1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

23. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、次の場合および(3)の場合を除き、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、電気需給契約が終了する場合で、特別の事情があるときは、終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
イ21(検針日)ロの場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
ロ21(検針日)トの場合の料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 当社は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。
- (4) 従量制供給のお客さまについて、当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまとの協議を踏まえ、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

24. 料金の算定

- (1) 料金は、以下の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または電気需給契約が終了した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期に対応する当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

25. 日割計算

- (1) 当社は、24（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、以下により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 24（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除きます。
また、24（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

26. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、以下の日に発生いたします。
- イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、検針日に検針が行われない等の事情により、当該一般送配電事業者等から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。
 - ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。
 - ハ 27（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。
- ニ 電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- 支払期日は、下記の通りとします。
- イ 当社はその 1 月における電気料金をその月の末日から 20 日以内にお客さまに請求し、検針期間の始期が1日のお客さまは請求書を受領した月の末日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）、検針期間の始期が1日以外のお客さまは請求書を受領した月の翌月の末日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として電気料金を口座振替の方法により支払うものとします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。
 - ロ 前号にかかわらず、当社が特に認めた場合、お客さまは当社に対し、電気料金を当社が指定する口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、この場合の支払期日は、検針期間の始期が1日のお客さまは請求書を受領した月の末日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）、検針期間の始期が1日以外のお客さまは請求書を受領した月の翌月の末日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）とし、振込手数料はお客さまが負担するものとします。

27. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、以下によります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
- 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことが

あります。

- (5) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (6) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

28. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 27（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 44（お申し出による電気需給契約の終了）(2)および 46（解約等）によって電気需給契約が終了した場合または電気需給契約を解約した場合は、終了日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から終了日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、終了日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から以下の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および以下の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times 10/110$

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29. 保証金

- (1) 当社は、お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を 2 年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて 2 年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、電気需給契約が終了した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、保証金に利息を付しません。

V 使用および供給

30. 適正契約の保持

当社は、当該一般送配電事業者等から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合その他お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに当該契約を適正なものに変更していただきます。

31. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、電灯料金の適用を受ける場合にあっては、90%以上、それ以外の場合にあっては、85%以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、別表 7（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として、お客さまの負担によりお客さまに取り付けていただきます。なお、その場合、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきますが、やむをえない事情によって 2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの解放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

32. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社が電気需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または当該一般送配電事業者等が以下の各号に掲げる業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または当該一般送配電事業者等の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。この場合、当該一般送配電事業者等が立ち入る場合においては、当該一般送配電事業者等の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- (1) 供給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 53（保安に対するお客さまの協力）によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務
- (4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (5) 35（供給の停止）、44（お申し出による電気需給契約の終了）および 46（解約等）にもとづく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

33. 施設場所および施設物の無償使用等

- (1) お客さまは、電気の供給の実施に伴い当該一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
- (2) 以下の場合において、当該一般送配電事業者等から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

- イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
 - ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - ハ 通信設備等を設置する場合
 - ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合
- (3) お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、当該一般送配電事業者等が、無償で使用するものとします。
- イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。）
 - ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
 - ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な(イ)から(ハ)の付帯設備
 - (イ)鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）
 - (ロ)お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール
 - (ハ)その他(イ)または(ロ)に準ずる設備
 - ニ お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置または変成器の二次配線等
 - ホ 当該一般送配電事業者等が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

34. 電気の使用に伴うお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イからニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に接続して使用する場合も、前号に準ずるものとします。
- (3) お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたが、かつ、当該一般送配電事業者等の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

35. 供給の停止

- (1) お客さまが以下のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者等により、お客さまにあらかじめ通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - ハ その他当該一般送配電事業者等の定める託送需給約款に反してお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが以下のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者等から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、当該一般送配電事業者等により電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - ホ 32（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ヘ 34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) 以下のいずれかに該当するものとして、当社が当該一般送配電事業者等から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、30（適正契約の保持）にもとづく当該一般送配電事業者等の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、当該一般送配電事業者等により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）
- (4) (1)から(3)にもとづき電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等により、当該一般送配電事業者等の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

36. 供給停止の解除

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消しときには、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには当該一般送配電事業者等による電気の供給が再開されます。

37. 供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、その1月の使用電力量がゼロである場合の月額料金を25（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bのお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

38. 違約金

- (1) お客さまが 35（供給の停止）(2)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当該一般送配電事業者等が決定した期間といたします。

39. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が電気の使用を制限し、または中止する場合があります。

40. 損害賠償の免責

- (1) 39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 46（解約等）によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いしていただきます。

VI 契約の変更および終了

42. 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

43. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

44. お申し出による電気需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。ただし、お客さまが当社に通知をせずに他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの当該通知とみなすものとします。なお、この場合、原則として、お客さまが当社に通知された終了期日（電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がされた場合は当該終了期日とし、以下同様とします。）に当該一般送配電事業者等により、需給を終了させるための適当な処置が行われます。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 電気需給契約は、46（解約等）および以下の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

45. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B、臨時電灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、電気需給契約の終了または変更の日に、以下により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとする場合
 - イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を終了される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
 - ロ 当社が当該一般送配電事業者等から、電気需給契約の終了にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

- (2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合
- イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を終了される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。
- ロ 当社が当該一般送配電事業者等から、電気需給契約の終了にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。
- (3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
- イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。
- ロ 当社が当該一般送配電事業者等から、契約容量または契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。
- (4) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合
- イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。
- ロ 当社が当該一般送配電事業者等から、契約容量または契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

46. 解約等

- (1) お客さまが、以下のいずれかに該当するときは、相当期間を定めて相手方に催告を行ったにもかかわらず、その相手方から回答がなかった場合は、その催告を行ったお客さままたは当社は、電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は、電気需給契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、お客さまに対して① 解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。
- イ 35（供給の停止）によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日まで
にその理由となった事実を解消されないとき
- ロ 他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20
日経過してなお支払われないとき
- ハ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、
違約金、工事費負担金その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わ
れない場合
- ニ 料金の支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われないとき
- ホ 前各号に掲げるもののほか、電気需給契約の条項に違反したとき
- ヘ 差押、競売、破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら
申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき
- (2) (1)にかかわらず、当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことに
より当該小売電気事業を終了する場合、当社はお客さまとの電気需給契約を解除すること
ができるものとします。この場合、当社はあらかじめお客さまにその旨をインターネット
その他当社が適切と判断する方法により周知するものとし、(1)第 2 文の規定を適用しま
す。
- (3) お客さまが、44（お申し出による電気需給契約の終了）(1)による通知をされないで、その
需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当
該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に電気需給契約は終了
するものいたします。

47. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

48. 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

49. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

50. 工事費負担金等相当額に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。

VIII 保安

51. 保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物については、当該一般送配電事業者等が保安の責任を負います。

52. 調査および調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該一般送配電事業者等、または当該一般送配電事業者等が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、当該一般送配電事業者等または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、当該一般送配電事業者等または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。

53. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 以下に該当する場合には、お客さまは当社および当該一般送配電事業者等にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - イ お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客さまが認めた場合
 - ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合
- (2) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等と当社に通知していただきます。この場合、保安上特に必要があるときは、当該一般送配電事業者等の求めに応じてその内容を変更していただきます。
- (3) 必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと当該一般送配電事業者等とで協議していただきます。

IX その他

54. 準拠法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

55. 管轄裁判所

電気需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

56. 暴力団排除に関する条項

- (1) 当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、電気需給契約締結時および将来に渡り、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
- イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、電気需給契約の締結および履行をするものではないこと。
- (2) (1)のほか、当社およびお客さまは、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- イ 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ハ 暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為
 - ニ 暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ホ 暴力団等の反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
- (3) 当社は、(1)および(2)の一つにでも違反した場合、46（解約等）(1)にしたがい電気需給契約を解除できるものとします。この場合において、お客さまに電気需給契約にもとづく当社に対する未払いの債務がある場合、直ちにお支払いただきます。なお、この解除によりお客さまに損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

附則

1. この需給約款の実施期日

この需給約款は、2026年 11 月 1 日から実施いたします。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めま

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

- イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の検針日または計量日（以下総称して「検針日等」といいます。）から翌年の 4 月の検針日等の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下のとおりといたします。ハの場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日等から翌年の 4 月の検針日等（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日等といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ハ 定額制供給の場合は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日等は、その

お客さまの属する検針区域の検針日等といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、ロにいう検針日等は、応当日といたします。

2. 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ の値については、二燃料費等調整額(2)ロ「燃料費等調整単価算出係数等」に記載するところによります。なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに以下の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、燃料価格 X および Y は二・燃料費等調整額(2)ロ「燃料費等調整単価算出係数等」に定めるものとします。

(イ) 1 キロリットル当たりの基準燃料価格が X 円を下回る場合

$$\text{燃料費等調整額} = (X\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準価格} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの基準燃料価格が X 円を上回り、かつ、Y 円以下の場合

$$\text{燃料費等調整額} = (\text{平均燃料価格} - X\text{円}) \times (2) \text{の基準価格} / 1,000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの基準燃料価格が Y 円を上回る場合平均燃料価格は、Y 円といたします。

$$\text{燃料費等調整額} = (Y\text{円} - X\text{円}) \times (2) \text{の基準価格} / 1,000$$

ハ 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(a) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、以下のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日 までの期間	その年の5月の検針日等から6月の 検針日等の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日 までの期間	その年の6月の検針日等から7月の 検針日等の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日 までの期間	その年の7月の検針日等から8月の 検針日等の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日 までの期間	その年の8月の検針日等から9月の 検針日等の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日 までの期間	その年の9月の検針日等から10月の 検針日等の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日 までの期間	その年の10月の検針日等から11月の 検針日等の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日 までの期間	その年の11月の検針日等から12月の 検針日等の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日 までの期間	その年の12月の検針日等から翌年の1月の 検針日等の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日 までの期間	翌年の1月の検針日等から2月の 検針日等の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日 までの期間	翌年の2月の検針日等から3月の 検針日等の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月 31日までの期間	翌年の 3 月の検針日等から 4 月の 検針日等の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月 28日までの期間（翌年が 閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日等から 5 月の 検針日等の前日までの期間

(b) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日等は、そのお客さまの属する検針区域の検針日等といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日等は、応当日といたします。

二 燃料費等調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯

燃料費等調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費等調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費等調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費等調整単価といたします。

(c) 従量制供給の場合

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費等調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	67 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 34 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 68 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 02 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 70 銭 8 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3 円 35 銭 4 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 00 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 00 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 00 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭 1 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 銭 6厘
---------------------	-------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は下表「燃料費等調整単価算出係数等」に定めるものとします。

表：燃料費等調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1874
	β	0.0899
	γ	1.0036
燃料価格	X	80,800円
	Y	121,200円
基準単価 (1 キロワット時につき)		17 銭 3厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 α の値については、(2)へ・離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等に記載するところによります。

離島平均燃料価格＝ $A \times \alpha$

A ＝各離島平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。XおよびYの値については、(2)へ・離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等に記載するところによります。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が X円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(X円 - \text{離島平均燃料価格}) \times (2)\text{の離島基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が X 円を上回り、かつ、Y 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - X円) \times (2)\text{の離島基準単価} / 1,000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格がY 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、Y 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(Y円 - X円) \times (2)\text{の離島基準単価} / 1,000$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	2 銭 1 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペ アまでごとに	1 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまで の場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペア までの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘
---------------------	-----

ホ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

ヘ 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

基準単価は下表「離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等」に定めるものとします。

表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000

離島平均	X	79,300円
	Y	119,000円

4. 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、以下によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。
- イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。
- ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて以下によって算定した値を加えたものといたします。
- (イ)住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
- (ロ)(イ)以外の場合1 差込口につき 100 ボルトアンペア
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

5. 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器
照明用電気機器の換算容量は、以下のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出力	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	

(ワット)	高力率型	低力率型	入力(ワット)
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、以下のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		入力(ワット)
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35 以下	-	160	出力(ワット)× 133.0 パーセント
45 以下	-	180	
65 以下	-	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、以下によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型 および移動型を 含みます。)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治験用装置			定格 1 次最大入力 (キロボルトアンペア)の 値といたします。
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過 30以下	1.5
		30超過 50以下	2
		50超過 100以下	3
		100超過 200以下	4
		200超過 300以下	5
		300超過 500以下	7.5
		500超過 1,000以下	10
	95超過 100以下	200以下	5
		200超過 300以下	6
		300超過 500以下	8
		500超過 1,000以下	13.5
	100超過 125以下	500以下	9.5
		500超過 1,000以下	16
	125超過 150以下	500以下	11
		500超過 1,000以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、以下の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合入力 (キロワット)
＝最大定格 1 次入力 (キロボルトアンペア) ×70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力 (キロワット) =実測した 1 次入力 (キロボルトアンペア) ×70 パーセント

(5) その他

イ (1)、(2)、(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量 (入力)

は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、以下の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left\{ \frac{\text{電熱機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\} + 90\text{パーセント} \times \left\{ \frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\} + 80\text{パーセント} \times \left\{ \frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

7. 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、以下のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、以下によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費 電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイ クロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	30
6,000	100	50
9,000	200	75
12,000	300	100
15,000	350	150

ハ 水銀灯 (標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付 容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3 相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

(a) トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機 定格出 力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワッ ト	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデ ンサ取 付容量 (マイ クロフ アラッ ド)	2極	—	—	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
	4極	—	—	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
	6極	—	—	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300

(b) その他の電動機

電動機 定格出 力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワ ット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容 量 (マイクロファラ ッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以 上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応

じてお客さまと当社との協議によって定めます。

8. 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ（ロ）または 18（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、以下により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

9. 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、以下のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} / \text{検針期間の日数}$$

ただし、24（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、
(日割計算対象日数) / (計量期間等の日数) は (日割計算対象日数) / (暦日数) といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} - 9\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数}) / (\text{計量期間等の日数})$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯B および従量電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} - 120\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数}) / (\text{計量期間等の日数})$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} - 160\text{キロワット時} \times (\text{日割計算対象日数}) / (\text{計量期間等の日数})$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (ニ) 24（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ) および (ロ) の

$$(\text{日割計算対象日数}) / (\text{計量期間等の日数}) \text{ は、} (\text{日割計算対象日数}) / (\text{暦日数})$$

といたします

- ハ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合
- (イ) 24 (料金の算定) (1)イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 24 (料金の算定) (1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、以下のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日等から、需給開始の直後の検針日等の前日までの日数といたします。
- ロ 電気需給契約が終了した場合
終了日の直前の検針日等から、当社が次の検針日等としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 定額制供給の場合は、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日等とし、当社が次の検針日等としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、終了日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日等といたします。電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、以下のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- ロ 電気需給契約が終了した場合
終了日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。